

「京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 の別に定める「くろまぐろ」について」（第 4 管理期間、平成30年11月 8 日変更）（以下、「府計画」という。）の第 2 「くろまぐろの漁獲可能量について京都府の知事管理量に関する事項」に規定したくろまぐろ30キログラム以上の大型魚の「知事管理量」及び第 3 「くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項」に規定した大型魚の「採捕の種類別の割当量」を下記のとおり変更する。

平成 31 年 3 月 15 日
京都府知事 西脇 隆俊

記

- 1 府計画第 2 「くろまぐろの漁獲可能量について京都府の知事管理量に関する事項」

(トン)

	知事管理量 (変更前)	知事管理量 (今回変更後)
くろまぐろ30キロ以上の 大型魚(うち留保する量)	15.7 (1.6)	25.7 (2.6)

- 2 府計画第 3 「くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項」(大型魚に係るもの)

(トン)

採捕の種類	割当量 (変更前)	割当量 (今回変更後)
定置漁業の割当量	14.0	23.0
漁船漁業等の割当量	0.1	0.1